第５号様式

「施工プロセス」のチェックリスト（成績評定対象外）

１．工事番号　○○第○○-○○号
２．工事名　国道○○号道路改良工事
３．工　期　令和7年4月1日～令和7年12月1日
４．受注者　株式会社○○建設

事務所名：　○○県土整備事務所
監督員名：　管　徳夫

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	第３号様式にリンク	チェック時期（指示事項）着手前	施工中											完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）
土木工事施工監督要領第4条による工事内容等の説明，施工検査，完成確認等				工事内容等説明				施工検査		施工検査		施工検査		施工検査		施工検査		
1 施工体制	Ⅰ 施工体制 一般	○契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）															
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）		1												1	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）															
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）															
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工事適宜）															
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）															
			・記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜）															
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）															
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）															
		○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）															
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）															
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）															
		・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。（施工時適宜）															
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。（施工時適宜）															
			・段階確認の確認時期が適切である。（施工時適宜）															
		○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。（着手時）															
		○支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）															
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工時適宜）	1		1												
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）		1	1												
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排水ガス対策型、低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時適宜）															

第３号様式（監督員用）⑦

考　査　項　目　別　運　用　表

変更後

［記入方法］（入力は1のみ）該当する項目の□に1(半角)を入力する。

（監　督　員）

考査項目	細別	工夫事項	
５．創意工夫	Ⅰ.創意工夫 該当 があれば、 キーワード一覧表 の□に1を入力	■施工 1 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 1 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 1 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 1 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 1 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 1 給排水や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 1 照明などの視界の確保に関する工夫 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 運搬車両、施工機械等に関する工夫 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設に関する工夫 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事　**※本項目は２点の加点とする。** 特殊な工法や材料を用いた工事 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 ■新技術活用 1 NETIS登録技術を自ら提案し、３つ以上活用している。 **※本項目は１点の加点とする。** ■品質 1 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 1 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 配筋、溶接作業等に関する工夫 ■安全衛生 1 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。　**※本項目は２点の加点とする。** 1 安全を確保するための仮設備等に関する工夫　（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等に関する工夫 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の喚起等に関する工夫 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 厳しい作業環境の改善に関する工夫 環境保全に関する工夫	■その他 □ その他（理由：　　。） □ その他（理由：　　。） □ その他（理由：　　。） □ その他（理由：　　。） □ その他（理由：　　。） □ その他（理由：　　。） □ その他（理由：　　。）
	記述評価 （1を入力した評価内容を詳細記述）	**評点：　　７ 点**	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１が入力されれば評価し、１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

第３号様式（監督員用）⑦

考　査　項　目　別　運　用　表

変更前

［記入方法］（入力は1のみ）該当する項目の□に1(半角)を入力する。

（監　督　員）

考査項目	細別	工夫事項
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 該当 があれば、 キーワード一覧表 の□に1を入力	■施工 1 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 1 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 1 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 1 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 1 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 1 給排水や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 1 照明などの視界の確保に関する工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設に関する工夫 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 □ ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事　**※本項目は２点の加点とする。** □ 特殊な工法や材料を用いた工事 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 ■新技術活用 「新技術活用」においては、下記の５項目により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大３点の加点とする。** 以下の項目の評価にあたっては、活用調査票の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。 ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 1（該当技術数：　１　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 □ **※本項目は３点の加点とする。** 1（該当技術数：　１　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 □ **※本項目は２点の加点とする。** 1（該当技術数：　１　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 □ **※本項目は１点の加点とする。** 1（該当技術数：　１　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価実施済み（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 □ **※本項目は２点の加点とする。** 1（該当技術数：　１　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価実施済み（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 □ **※本項目は１点の加点とする。** ※ここで「有用とされる技術」とは、国の「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」を言う。 **※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大３点の加点とする。** **複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大３点の加点とする。** 仮点 3 点 ■品質 1 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 1 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫 ■安全衛生 1 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。　**※本項目は２点の加点とする。** 1 安全を確保するための仮設備等に関する工夫　（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等に関する工夫 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の喚起等に関する工夫 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫 □ 環境保全に関する工夫
	記述評価 （1を入力した評価内容を詳細記述）	**評点：　　7 点** 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

■その他

□ その他（理由：　　。）

□ その他（理由：　　。）

□ その他（理由：　　。）

□ その他（理由：　　。）

□ その他（理由：　　。）

□ その他（理由：　　。）

□ その他（理由：　　。）

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１が入力されれば評価し、１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。